

発消予第27号

平成29年7月10日

一般社団法人京都府建設業協会

会長 岡野 益巳様

京都市消防局長

荒木 俊 晴

厨房における出火防止の徹底について（お願い）

日頃は、本市の消防行政の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市において平成28年中に発生した火災のうち、飲食店の火災は19件で、この中には厨房機器や排気ダクトの周囲の壁の内部から出火した事例がありました。

厨房設備の施工に関しては、京都市火災予防条例第3条の4により、厨房機器や排気ダクト周囲の離隔距離などの基準が定められており、適切に施工されない場合、壁の内部の木材等が長期にわたり熱せられて炭化し、壁の内部から出火する場合があります。

つきましては、同様の火災を防止するため、厨房機器や排気ダクト周囲の適切な施工と、消防署への事前相談をお願いする啓発ビラを作成しましたので、貴協会員（組合員、職員）の皆様と関係者の方々に配布するとともに、内容をご確認いただき、出火防止が図られるようご協力をお願いします。

京都市消防局予防部予防課（担当：黒田）

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2

TEL 075-212-6685 FAX 075-252-2076

E-mail yobou@city.kyoto.lg.jp

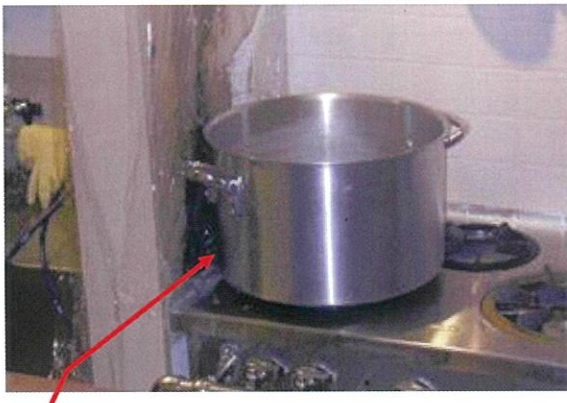
厨房の火災が増加中!

消防署からのお知らせ

厨房の適切な施工をお願いします!!
厨房設備に接する壁の内部が長期間にわたり熱せられて炭化し、出火する場合があります。(低温出火)



タイル壁の内側から出火した事例



調理器具を壁に近接して使用していた



タイルをはがすと内側の木材がこげている

厨房の工事をするときは、消防署へ御相談ください!!

京都市火災予防条例第3条の4により、厨房設備から壁までの距離や、排気ダクト・排気フードの施工方法が定められています。

お問合せ先



北消防署 491-4148
上京消防署 431-1371
左京消防署 723-0119
中京消防署 841-6333

東山消防署 541-0191
山科消防署 592-9755
下京消防署 361-4411
南消防署 681-0711

右京消防署 871-0119
西京消防署 392-6071
伏見消防署 641-5355
醍醐消防分署 571-0474



京都市消防局
KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT



京都共済
京都共済協同組合

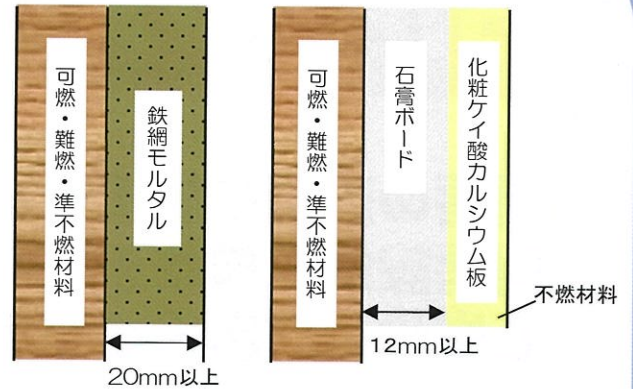
厨房設備の基準の例

表示銘板の例

ガス機器防火性能評定			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	下方	前方	後方
〇〇以上	〇〇以上	〇〇以上	〇〇以上
一般財団法人日本ガス機器検査協会			

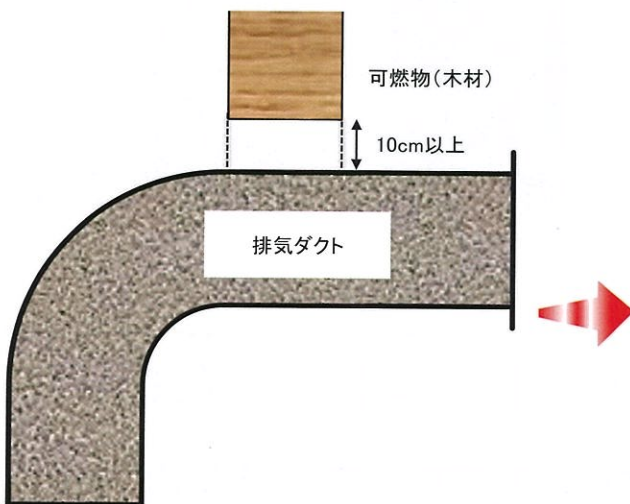
一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うガス機器防火性能評定を受けた製品は、図の表示銘板に従い設置することができます。詳細は消防署へお尋ねください。

不燃材料で有効に仕上げをした部分の例



下地を不燃材料以外で造り、図のような構造としたものは「**不燃材料で有効に仕上げをした部分**」として扱うことができます。詳細は消防署へお尋ねください。

排気ダクトの施工不良例

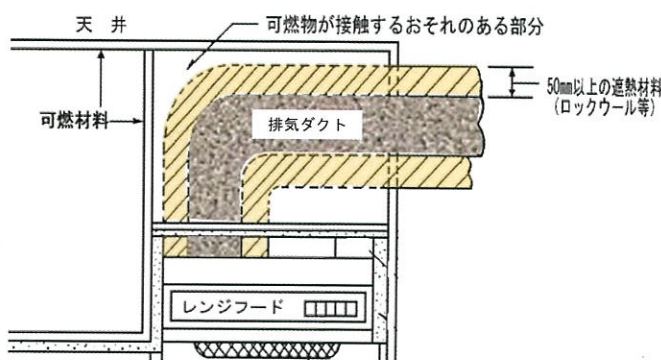


可燃物と排気ダクトとの間は10cm以上の距離が必要。



木材と排気ダクトとの距離が10cm以上なく、ダクトに接触した木材から出火した。

金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分の例



排気ダクトは、可燃物から10cm以上の距離を保たなければなりません。ただしロックウール等で厚さ50mm以上被覆した場合は、距離を10cm未満とすることができます。詳細は消防署へお尋ねください。